

## 資料

## ラドクリフ委員会報告に関する

## その後の論評とその結末

## 1. は し が き

英国金融組織の機能を検討し勧告を行なう目的で設立されたラドクリフ委員会は、2年余にわたる審議を終え、さる8月19日その報告書を議会に提出した。同報告は英国金融制度の機能と金融政策の基盤に関する詳細な分析と多くの重要な提案を含んでいたため、単に英国内のみならず海外諸国においてもかなりの反響を呼び、先般の国際通貨基金総会においても各国代表者のロビーにおける中心的話題の一つとなったと伝えられている。報告公表後数か月を経た昨今、これに対する内外の見解も公表直後の印象の域を脱して、ようやく本格的な論評が散見されるようになった。他方、英国議会においてエイモリ蔵相が同報告に関する政府の正式見解を表明するに及んで、同報告をめぐる論争にも一応の終止符が打たれるに至ったので、ここにこれらを取りまとめて大方の参考に供することとした。

## 2. 米国ファースト・ナショナル・シティ銀行月報論説要旨

一般に米国においてはラドクリフ委員会報告に対して批判的な論評が多いが、ファースト・ナショナル・シティ銀行月報10月号に掲載された本論説は、同報告を「大胆かつきわめて示唆に富むもの」と高く評価しながらも、米国の事情と対比しつつ次の諸点においてかなりきびしい批判をくだしており、米国金融界の代表的見解をうかがわせるまことに興味深いものといえることができる。同論説の要旨は次の通りである。

## (1) 中央銀行と大蔵省との関係

報告書は、国有化されている英蘭銀行と大蔵省との関係を一応満足すべきものとみ、さらに同行を政府の行政活動機能の一部により密接に包摂するよう勧告している。かかる中央銀行の大蔵省への従属という関係は、英国では長期にわたり認め

られている慣習であるとしても、米国のそれと根本的に異なっている。米国も戦時および戦後の一時期においては、連銀が国債価格支持政策を採用したこともあったが、それはインフレの昂進をもたらす結果となった。その後連銀は政府機関内において独立性を保持しており、1956年4月、公定歩合引上げに対し財務長官が反対を唱えた際には、アイゼンハワー大統領は、連銀の独立性を支持する旨の言明を行なっている。英蘭銀行が独立性を確保し、機を失することなく行動する自由を有していたならば、戦後5回にわたるポンド危機はおそらく起らなかったであろう。

## (2) 国債管理政策における中央銀行の役割

報告書は市中金利を自由に変動させて経済の安定を図る必要性を指摘しながらも、英蘭銀行が国債価格の安定およびその消化の円滑化を図る政策を採用していることを是認している。しかしこれはその根本理念において米国の場合と異なる。米国の場合は国債価格支持政策は完全に放棄されており、連銀は時に財務省の国債発行の失敗の救済にのり出すことはあっても、財務省の資金調達の際の円滑化を保証する義務はない。

## (3) 国債管理政策

報告書は、戦争の遺産である多額の大蔵省証券が過剰流動性を惹起し、金融政策の遂行を阻害してきた事実にかんがみ、国債の長期化を勧告し、さらに長期債には魅力的な金利を付与すべきことを主張している。ファースト・ナショナル・シティ銀行の論説はこの点に関しては全面的に賛意を表わし、長期国債の最高金利制限撤廃に反対している米国議会にとって必読の部分であるとしている。

## (4) 財政政策

報告書は政府の支出政策に関しては検討の範囲外としてほとんど触れていないが、ファースト・ナショナル・シティ銀行の論説はこの点を最も強く非難し、米国では過去30年間に政府支出が急増したにもかかわらず「均衡予算という指導的原則

を依然として堅持している」のに対し、「報告書がその他の点では率直であるにもかかわらず、政府の支出政策を検討の範囲外として見過ごしていることはなほ遺憾なことであり、政府支出の抑制なしに「通貨価値を保持しうる可能性はない」と論じている。

### 3. 英国におけるその後の論評

英国におけるその後の論議は、一般に報告の趣旨は英国経済の現状においてはおおむね妥当なものとしてこれを支持する向きが多く、特に報告書が豊富な資料を駆使して戦後の英国の金融事情を克明に分析した功績を高く評価している。しかしながらエコノミスト誌が、Radcliffe under Fire の見出しのもとに前記のファースト・ナショナル・シティ銀行の報告書批判が予想外にきびしいものであることに言及して、当局にいつそう慎重なる検討を促していることは注目を要するところである。

また英国経済学界の第一人者であるロイ・ハロッド教授も、主として理論的観点からマネー・サプライと全流動性の概念に関して鋭い批判を行なうとともに、委員会の報告が全般的に金融政策の効果について懐疑的であるのをはなほ遺憾とし、ウェストミンスター銀行月報に寄せた論文の中で次のように同報告を批判している。

(1) 委員会の報告は金融政策の効果について懐疑的でありすぎる。われわれは今日でもなお金融政策に十分その有用性を期待しうるのであって、たとえば1955年のブーム時における金融引締め政策は、当時国債消化のため多大の制約を受けたにもかかわらず、建築着工数の減少、消費支出の削減など顕著な効果を収めた。

(2) また景気上昇期に採られた通貨量の削減、金利の引上げ、貸出規制などの諸措置は、景気後退期に元に戻しておかなければ、次のブーム期にはいった場合、それを抑制することが非常に困難となる。すなわち金融政策は弾力的に運営されるということが非常に大切なのである。

(3) 委員会報告が金融政策の効果（なかんずく通貨量の規制）について懐疑的であることは、英国以外の国における現在の思想傾向に反するものである。たとえば連邦準備制度のマーチン総裁

は、低金利政策が今回のリセッションを通じて不況対策の基本的政策であったと述べているし、IMFのセコブソン専務理事は、米国の通貨量の増大が世界経済の景況回復に指導的役割を演じたと主張している。また西ドイツは短期金利の引下げによって世界経済の立ち直りに顕著な貢献を行ない、日本も最近新しい準備預金制度を導入して、日本銀行に通貨量を規制する手段を与える措置を採るに至っている。英国においてのみ金融政策が経済政策の背後にかくれてしまうのであろうか。

さらにフィナンシャル・タイムズ紙も最近の社説において「金融政策は、賦払購入規制や財政政策と並んでなお当局の有力な経済調節手段であり、現在でももし輸入が大幅に増大し、ポンド相場が軟化するような事態に至れば、当局はラドクリフ報告にもかかわらず、伝統的な公定歩合政策を採用するであろう」と述べている。

### 4. 英国議会におけるエイモリ蔵相の演説

以上のごとく同報告に対する内外の批判が時の経過につれてかなりきびしいものとなりつつあるおりから、エイモリ蔵相は「ラドクリフ委員会報告は内容が広範にわたるため、現在なおその多くの問題について最終的判断を下すべき段階ではないと思うが、早急に政府の態度を明らかにしておくことが望ましい」との判断にたつて、11月26日議会において同報告に関し要旨次のごとく、公定歩合の決定および発表の手続、および常任委員会 (Standing Committee) を設置せず政府委員会に英蘭銀行代表を常時参加させることなど、報告書の重要な諸勧告についてラドクリフ委員会の提案と異なる見解を発表した。

なおこれに対し労働党代表 H. Wilson が反対演説に立ち、委員会の勧告を原案通り採択する旨の修正動議を提出したが、投票の結果賛成少数で否決、蔵相提案が採択されることとなった。

(1) 委員会は「金融政策の関連する経済政策の目的は非常に複雑であり、短期的には相互に矛盾することがあっても、互に調整されて長期的に調和が保たれるものである」したがって「これら諸目的間の選択は、政府が行なうべき性質のものである」と述べているが、これは全く同感である。

(2) われわれはラドクリフ委員会によって与えられた経済政策の一般的定義には同意するが、これら諸目的を達成するためにどのような政策手段が採られるべきであるかということについては当然議論の余地がある。

ラドクリフ委員会は、その国の資源を需要に適合させる上において、金融政策の演じる役割を過少評価しているように思われる。周知のようにわれわれ保守党は、労働党の諸君よりも直接統制の効果について懐疑的であり、過去の事実が実際に示すように環境の変化に応じて財政・金融政策を弾力的に運用してきた。今後も英国経済の均衡的発展を維持するに適切なる政策手段を採用するつもりである。

(3) 同報告が国内経済と金融状態との関係に多くのページを費しているのは当然であるが、この点に関し同報告には次の三つの重要な考え方が含まれていることを指摘したい。

第1に同報告は金融状態が経済に影響を与える場合、究極的には総需要水準を通じて行なわれると述べているが、わたくしもこの点については反対しようとは思わない。

第2に委員会は、「全経済における流動性」の概念を導入し、これが利子率の構造および水準によって影響されるとしている。換言すれば、国債を現金化する場合の難易の程度に非常に重点を置いている。このことについてわれわれはもちろもっと詳しく聞かなければならないし、慎重に議論する必要がある。しかし現在のところ、この問題を論議の対象として取り上げる意思はない。

第3の点は、委員会が経済状態を三つの型に分けたことである。その第1はいわゆる「通常の状態」と呼ばれるもので、この場合当局は金利政策を主たる政策手段とする。第2は「流動性過剰の状態」であって、なんらかの貸出抑制が必要となる状態である。第3は「緊急事態」と称されるもので、資本発行統制、銀行貸出規制、賦払購入規制など一連の緊急政策が必要となる。

実際には複雑かつ常時変化している経済状態をこの方法で診断し、分析することは不可能と思われる。さらに特定の政策もしくは総合政策 (packages of measures) を、ある一定の条件のもとに

においてのみ使用することとするならば危険な結果を生じる。すなわち特殊な状態にあると判断しないために政府の政策は遅れがちになるし、政策が適切な時に行なわれたとしても、いわば「非常時用」の政策を使用したために、国内および国外の人々が状態を実際よりも悪く判断する恐れがある。このように信頼が失われれば事態はさらに悪化する。

(4) 同報告によれば、英蘭銀行と大蔵省との関係はきわめて緊密かつ永続的なものであり、戦後における両者の機能の分担はおおむね満足すべきものであった。同報告が、金融政策が一般的経済政策の一環であり、政府がその最終的責任をになうことをいっそう明確にしたことは有益である。しかしまた同時に政府の政策の範囲内で、かつ政府との十分な連繫のもとにおいて行なわれる日々の金融操作の責任が、英蘭銀行に存することは前者に劣らず重要である。

(5) 英蘭銀行の内部機構に関して、正副総裁および非常勤理事の任務と責任に関する委員会の意見に対しては、政府は英蘭銀行とともに賛意を表す。同行の金融政策の責任は、従来同様主として正副総裁にあり、非常勤理事はおもに総裁の諮問に任じる。しかし非常勤理事が単に顧問としてではなく、理事会の完全な一員であることは、同行にとって有益なことであると思われる。

(6) 委員会は公定歩合の変更の決定が、大蔵大臣の名と権限において行なわれるべきであることを勧告している。長年の間公定歩合は、蔵相の同意なしに変更されたことはなかった。また同報告は「現行法制下では、蔵相のかような権限の行使に際して法的指示が必要である」と述べているが、わたくしはこの見解には同意しない。公定歩合の変更の際に、それが単に蔵相によって承認されたばかりでなく、英蘭銀行の発議によるものであるという広い認識が国の内外に存することは非常に有益であると思われる。

(7) それゆえ今後の公定歩合の変更は、次のごとき手続によって行なわれることとなるであろう。もちろんこれは英蘭銀行総裁の同意を得たものである。

すなわち、総裁と蔵相の間で従来のごとき非公

式の協議が行なわれた後、公定歩合の変更が望ましいということに意見が一致した場合には、総裁は変更の前日に蔵相に正式書面で提案を行ない、蔵相は同日中に同様正式書面で承認を与える。これは新たな公定歩合に対する承認とともに、次回に変更が行なわれるまでその水準を維持することに対する承認をも含んでいる。

変更当日総裁は理事会にそれを報告し、銀行の名において最終決定が行なわれ、従来通りの方法で公表される。銀行は新聞に正式発表を行なうが、その際その決定が蔵相の承認を得たものであることを付言する。

以上の手続は通常の場合であって、例外的な事情のもとにおいては変更されることもあるであろう。なおこれらの措置は、1946年の英蘭銀行法に基づく蔵相の指示権をなんらそこなうものではない。その権能は、不幸にして両者の見解が一致しなかった場合に最終的手段として残される。以上の措置により、委員会の目的とした事項は達せられることと思われる。

(8) 委員会はまた蔵相を議長とし、英蘭銀行、大蔵省、商務省代表により構成される常任委員会を設置し、金融政策全般について検討審議することを提案している。「経済政策と金融政策との調和を図る」というその一般的目的には賛成であるが、かかる委員会の設置に対してはにわかに同意しがたい。金融政策と経済政策との緊密な連繫を図るためには、既存の経済政策立案に関する政府の各種の委員会に、英蘭銀行代表者を常時参加せしめることが最も望ましいと思われる。この点に関しては商務相も同意見である。

(9) 委員会はまた地方公共団体の資金調達を市場借入によらず、公共事業貸付局借入によってまかなうよう勧告しているが、地方公共団体と国有企業とは明確に区別されるべきものであり、現行制度になんら変更を加えるべきではないと考える。地方公共団体は従来通りその資金を市場において調達することに努め、それができなかった場合にのみ公共事業局貸付が考慮されることになるであろう。

(10) 同報告を通じて委員会は、金融機構に関する統計資料の整備に非常な重点を置いているが、

政府はこれを最も価値のある勧告として喜んで受け入れる。大蔵省はすでに四半期別財政収支の数字を公表している。ただこの点に関し国家の利益に反するような場合には、数字の公表はさし控えられねばならない。たとえば委員会は政府債の新規発行額を公表することを勧告しているが、発行初日の数字を公表することについては問題がある。

まず必要な統計は、第1に全銀行組織の一貫した完全な資産負債の統計であり、第2に政府短期債、長期国債および各種の地方債を含む種々な金融資産の統計、第3に企業および個人の金融資産負債保有状況に関するより完全かつより新しい統計資料である。したがってわれわれは地方公共団体および金融機関を代表する団体が、政府とともにかかる統計の作成方法、およびそれに伴う実際上の困難などについて討議する機会を持つことを提案する。

## 5. むすび——英蘭銀行の措置

かかる各方面の意見に対し英蘭銀行は同報告発表以来沈黙を守っているが、コボルト英蘭銀行総裁は11月12日恒例の市長招待晩餐会における演説の中で、ラドクリフ委員会の勧告に従って公衆に対する資料の提供および調査機関の拡充に努める旨を言明した。またこれよりさき、新しく中央銀行情報局 (Central Banking Information Department) が11月より同行内に設置された。

同局は従来の外国局 (Overseas Department) と、統計課 (Statistical Office) とを合併拡充したもので、Overseas, Home Interigence, Balance of Payments および General の4課を有し、内外統計資料の整備と委員会勧告の線に沿う経済調査を行なうこととなる。局長には前外国局長 G. M. Watson 氏が任命され、担当理事 John Stevens 氏の監督を受ける。委員会は局長に専任理事をあてることを勧告したが、理事定員を変更するためには英蘭銀行法の改正が必要であるのでこれは実現しなかった。

なお特別預金制度についてはラドクリフ委員会報告は特に検討を加えず、蔵相演説もなんらこれに言及していないので、現行通り存続されるものと思われる。